

[事案 27-111] 高度障害保険金支払請求

・平成 27 年 10 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

障害状態が約款所定の高度障害状態に該当しないことを理由に、高度障害保険金が支払われなかったことを不服とし、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年 2 月に契約した終身保険について、以下の理由により、高度障害保険金を支払ってほしい。

被保険者は、約款に規定された、「両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの」と「両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの」に該当する状態であり、高度障害保険金の支払事由に該当する。

<保険会社の主張>

被保険者の障害状態は、約款所定の高度障害保険金の支払要件である「高度障害状態」には該当せず、高度障害保険金の支払義務はないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面（障害診断書、医療証明書等を含む）にもとづく審理を行なった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件障害状態は、約款に定められた高度障害給付金支払事由（「a. 『上・下肢の用をまったく永久に失ったもの』とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます」と「b. 『関節の用をまったく永久に失ったもの』とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます」）への該当が認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。